

QA15 避難指示の解除や住民帰還の時期に、基準や目安はないのですか

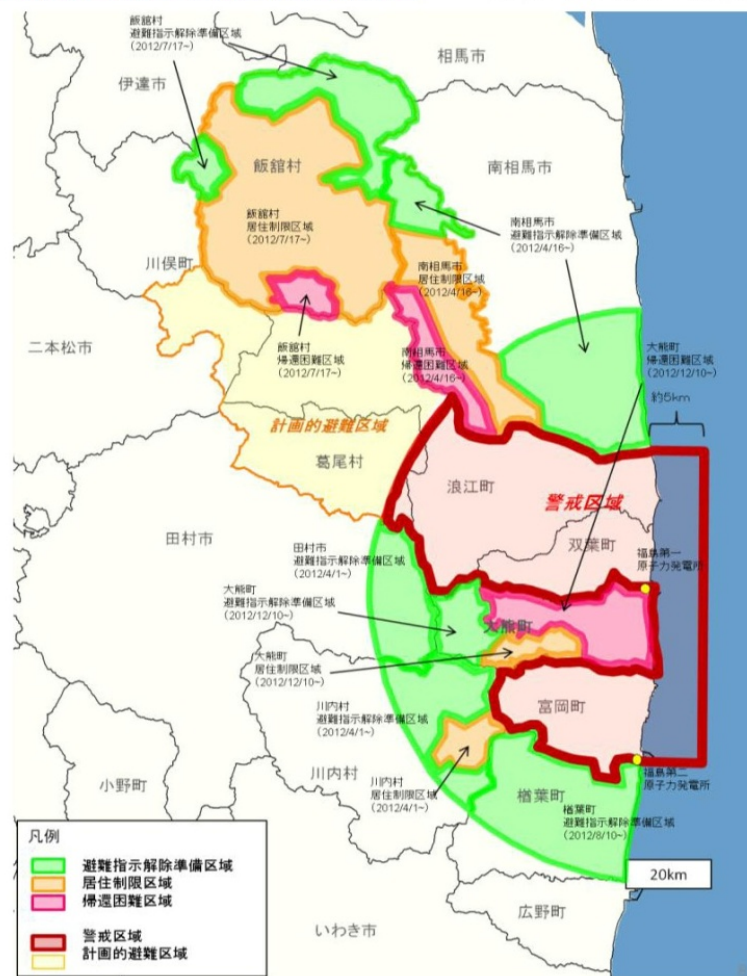
避難指示の解除は、線量水準や除染・インフラ復旧といった生活環境の整備状況を踏まえ、県、市町村、住民の方々と十分に相談しながら行っていきます。避難指示の解除後は、住民の方々にお願いいただくことが可能となります。

1. 「避難指示解除準備区域」への移行

- (1) 現在、除染やインフラ復旧等を迅速に進めるため、避難指示区域の見直しが進められています。そのうち、年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確認できることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされています。
- (2) 避難指示解除準備区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなりますが、住民の皆さまの一日でも早い帰還に向けて、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施していきます。

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年11月30日現在



2. 避難指示の解除

- (1) 平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定において、避難指示解除準備区域に移行した地域において、以下のとおり、避難指示の解除に関する基本的な考え方を示しています。
- (2) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

3. 住民のふるさとへの帰還

避難指示が解除されることで、住民の方々にふるさとにお戻りいただくことができます。政府としては、ふるさとへの一日でも早い帰還に向けて、引き続き様々な支援措置を講じていきます。

避難指示解除準備区域において可能な活動【概要】

- ①主要道路における通過交通
- ②住民の方の一時帰宅（住民による自宅などの片付けや修繕含む。ただし、宿泊は禁止）
- ③公益目的の立入（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧など）
- ④復旧・復興に不可欠な事業の再開（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど）
- ⑤居住者を対象としない事業の再開（製造業など）
- ⑥営農・営林の再開
- ⑦上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居などの修繕工事等）
- ⑧その他市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める事業の再開

（※）病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業など居住者を対象とした事業については、事業再開に向けた準備作業のみ可能。

（※）一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクを軽減する放射線防護措置は原則不要。

（※）区域内において事業活動（営農・営林含む）する場合には、Q35 の留意事項をご確認下さい。

※：ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/111226_01a.pdf

※：避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120514_01a.pdf

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日